

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 秀浦医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☒ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県下松市生野屋西一丁目 5 番 17 号
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 3 月 14 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 4 月 5 日
- (5) 新定款認可年月日 平成 20 年 3 月 17 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	秀浦医院	3510710860 /	山口県下松市生野屋西 一丁目 5 番 17 番地 9	なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務） 該当なし
- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務） 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | |
|-----------------|------------------------|
| 令和 7 年 6 月 25 日 | 令和 6 年度決算の決定 |
| 〃 | 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃 | 同 上 借入金額の最高限度額の決定 |

様式 2
法人名
所在地

医療法人 秀浦医院
下松市生野屋西一丁目5番17号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8 年 4 月 30 日現在)

1.資 産 額 43,407 千円 <
2.負 債 額 5,024 千円 /
3.純 資 産 額 38,383 千円 /

(内訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,811
B 固 定 資 産	17,596
C 資 産 合 計 (A+B)	43,407
D 負 債 合 計	5,024
E 純 資 産 (C-D)	38,383

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地(□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有(部分的に賃貸))

建物(□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有(部分的に賃貸))

様式 3-4

※医療法人整理番号

法 人 名 医療法人 秀浦医院
所 在 地 下松市生野屋西一丁目5番17号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 4 月 30日現在) /

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	25,811	I 流 動 負 債	2,893
II 固 定 資 産	17,596	II 固 定 負 債	2,131
1有形固定資産	12,365	負 債 合 計	5,024
2無形固定資産	0	純 資 産 の 部	
3その他の資産	5,231	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	28,383
		IV 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	38,383
資 産 合 計	43,407	負債・純資産合計	43,407

様式 4-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 秀浦医院

所在地 下松市生野屋西一丁目5番17号 /

損 益 計 算 書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 営業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	79,558
2 事業費用	82,215
本来業務事業損失 /	2,657 /
B 付帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
付帯業務事業利益	0
事業損失	2,657
II 事業外収益	956
III 事業外費用	2,204
経常損失	3,905
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	3,905
法人税等	71
当期純損失	3,976 /

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 秀浦医院

理事長 秀浦 信太郎 殿 /

私（注１）は、医療法人秀浦医院の令和７年会計年度（令和７年５月１日から令和８年４月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年６月２５日

医療法人 秀浦医院

監事 本間 雅晴

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第５１条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第２２条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。